

<案>

## 富山県ホームページ企業広告取扱業務契約書

富山県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、富山県ホームページ企業広告取扱業務について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、富山県企業広告等掲載業務実施要綱（以下「要綱」という。）、富山県企業広告等掲載基準及び富山県ホームページ企業広告取扱要領（以下「要領」という。）の規定に基づき、富山県ホームページ企業広告取扱業務を実施する。

（契約期間）

第2条 契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

（広告の掲載位置及び枠数）

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

（1）掲載位置 県ホームページ対象者別トップページ（全3ページ）の下部

（2）枠数 20枠

（契約金額）

第4条 契約金額（以下「契約金」という。）は、金〇、〇〇〇、〇〇〇円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）とする。ただし、契約期間中に消費税等の税率が変動した場合は、県は変動後の税率を適用して、年間契約金の増額を請求できるものとする。

（契約金の納付）

第5条 乙は、契約金を、次の各号に定める期限までに甲の発行する納入通知書により納付するものとする。

（1）令和8年5月29日 金〇、〇〇〇、〇〇〇円

（2）令和8年11月30日 金〇、〇〇〇、〇〇〇円

2 甲は、乙が前項の納付期限までに契約金を納付しない場合は、当該未納付額につき前項に規定する納付期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として請求するものとする。ただし、災害その他特別の理由により甲が期限の延長を認めたときは、この限りでない。

（契約保証金）

【契約保証金を納付させる場合】

第6条 契約保証金は、金〇〇円とする。

2 乙が契約保証金を納付した場合において、甲は、乙がこの契約に定める義務をすべて履行したときは、乙の請求により、遅滞なく契約保証金を還付するものとする。

3 乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

【契約保証金を免除する場合】

第6条 契約保証金は、免除する。

（広告主の募集及び決定）

第7条 乙は、要領第9条の規定により広告主を募集するものとする。

- 2 乙は、要領第4条から第7条までの規定に基づき審査の上、広告主を決定するものとする。
- 3 前項の決定に際しては、地域性、公共性の高いものを優先させるものとし、枠数以上の応募がある場合は、次に掲げる順位によるものとする。
  - (1) 富山県内に本店登記のある者
  - (2) 富山県内に支店又は営業所を有する者
  - (3) 上記以外の者
- 4 常時3枠以上広告を掲載すること。  
(広告の原稿の提出)

第8条 乙は、原則として広告の掲載開始日の10日前までに県ホームページ企業広告掲載承認申請書(別紙様式)及び広告の原稿を提出し、広告の内容等について甲の承認を得なければならない。

- 2 前項の原稿等の作成費用その他の広告を掲載するに当たって必要な費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、第1項の規定により提出された広告の内容等の修正等を指示することができる。
- 4 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の指示があったときは、これに従わなければならない。

(乙の責務等)

第9条 乙は、掲載する広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容に係る財産権等について権利義務の関係の処理が完了していることを保障するものとする。

- 2 乙は、掲載した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。
- 3 広告の掲載に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

(契約金の還付)

第10条 甲は、乙から納付された契約金は還付しないものとする。ただし、乙の責に帰さない理由により、甲が広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数(1日未満の端数がある場合は切り捨てるものとする)に応じて、日割り計算により算出した金額(1円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする)を乙に還付する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1箇月単位につき1日(24時間)未満の場合は、還付しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、甲が県ホームページの運営を一時停止した場合は、その契約金を還付しないものとする。ただし、一時停止の期間が2日(48時間)を超える場合は、前項の規定に準じて契約金を還付する。
  - (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
  - (2) 天災、事変その他の非常の事態が発生した場合
- 3 前各項の規定により還付する契約金には、利子は附さない。

(権利義務譲渡の禁止)

第11条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、業務の実施を自ら行うものとし、再委託を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定による再委託の承認を受けたときは、当該再委託の相手方に対し、19条及び第20条の規定に準じた秘密の保持及び個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。

3 前2項の規定は、再々委託が行われる場合に準用する。

4 再委託等の相手方の行為は、乙の行為とみなす。

(甲の催告による解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 乙が第11条に違反してこの契約から生ずる権利又は義務を譲渡したとき。
- (2) 乙が業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙が業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約から生ずる権利又は義務を譲渡したとき。
- (7) 乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同

じ。) が暴力団員であると認められるとき。

- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(力に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- ク 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。
- ケ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
- コ 乙(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第13条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(損害賠償請求及び違約金)

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合において甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
  - (2) 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (3) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨にしたがつた履行をしない場合又は債務の履行が不能である場合。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、前項の損害賠償のほか、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合みなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当するるとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

（賠償の予約）

第 17 条 乙は、この契約に関して、第 14 条第 8 号クからコまでのいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約金額の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第 14 条第 8 号ク又はケに該当する場合であつて、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売に該当するときその他甲が特に認めるとき。
- (2) 第 14 条第 8 号コに該当する場合であつて、刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、業務が完了した後においても適用する。

3 前 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第 1 項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害のために生じた経費の負担）

第 18 条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

（秘密の保持）

第 19 条 乙は、業務の実施上知り得た甲の秘密（業務を実施するうえで甲を通じて知り得た第三者の秘密を含む。）を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約の終了後又は解除後においても、なおその効力を有する。  
（個人情報の保護）

第 20 条 乙は、この契約による事務を実施するために個人情報を取り扱うに当たっては別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第 21 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（協議）

第 22 条 この契約について疑義が生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

(紛争の処理)

第23条 前条の協議によつても、なおこの契約の履行につき紛争が円満に解決できない場合には、富山地方裁判所を管轄裁判所として紛争を処理するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。ただし、契約書を電磁的記録で作成した場合にあつては、この契約書の電磁的記録を作成し、両者電子署名を施したうえ、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和8年○月○日

甲 富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事 新田 八朗

乙 ○○○○  
○○○○株式会社  
○○○○長 ○○ ○○